

草津市子ども・子育て会議 概要

1. 審議項目

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)および児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策の推進に関し、必要な措置についての調査審議を行います。なお、当委員会は、草津市市民参加条例第9条により、公開することとなっております。委員会で審議いただいた内容は、会議録としてまとめ、資料と併せて草津市のホームページに掲載させていただきます。

2. 委員構成（令和3年度）

委員資格者	人数
(1)学識経験を有する者	2名
(2)公募市民	5名
(3)児童福祉関係団体から選出された者	7名
(4)保健・医療関係団体から選出された者	1名
(5)学校教育の関係者	1名
(6)経済・労働関係団体から選出された者	2名
(7)社会教育の関係者	1名
(8)その他市長が必要と認める者	1名
計	20名

3. 任期

令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

4. 定足数、議決の方法

委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと定められており、10名以上の出席が必要となります。（草津市附属機関運営規則第6条第1項）

また、議事は、出席した委員の過半数をもって可決され、同数のときは委員長の決するところによります。（草津市附属機関運営規則第6条第2項）

（裏面に続く）

5. スケジュール

<本日の審議内容>

<p>第1回 8月24日（火） 10：00～</p>	<p>(1) 草津市の人口推移について (2) 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の重点的な取組における令和2年度実績 ①法定必須記載事項 ②法定必須記載事項以外 (3) 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画および草津市子ども・若者計画の令和2年度実績と令和3年度実施予定</p>
---	---

<次回以降の予定>

<p>第2回 3月下旬（予定）</p>	<p>(1) 利用定員について (2) 令和4年度子ども・子育て会議のスケジュールについて</p>
---------------------------------------	---

※委員会については、平日に開催予定